

日本海岸林学会 投稿規程

対象とする原稿

- ・日本海岸林学会は、海岸林に関する研究の進歩展開を図り、もって海岸林とそれを取りまく環境の保全、生活環境の改善等に寄与することを目的とする。当学会誌は、この目的に寄与する原著論文等を掲載するものである。

投稿資格

- ・投稿原稿の筆頭著者および **Corresponding author** は、日本海岸林学会員でなければならない。ただし、同学会が特別に依頼した場合についてはこの限りではない。

原稿の種別

- ・主な原稿の種別は、「論文」、「研究報告」、「総説」である。
 - 論文**：海岸林に関する新規性を持つ研究・技術成果で、科学論文としての体裁を整えたもの。
 - 研究報告**：海岸林に関する調査、実験、測定、造成、災害などに関する報告で、新規性、あるいは有用性を持つもの。
 - 総説**：海岸林をめぐる研究や技術の歴史、動向に関する評論・解説など。

原稿の提出

- ・投稿原稿は、PDF での提出を原則とするが、プリンター出力されたものでもよい。書き方は別途定めた「執筆要領」による。投稿にあたっては、投稿票（学会 Web サイトからダウンロードのこと）を添えること。
- ・原稿の投稿にあたっては、
 - ・原稿、ならびに投稿票の電子ファイルを下記宛に e-mail 添付で提出する。e-mail 表題の先頭は「海岸林学会誌投稿原稿」とする。
 - ・プリンター出力で投稿する場合は、原稿、ならびに投稿票、各 3 部を下記宛に提出する。
- ・提出先

日本海岸林学会編集事務局

e-mail: edit-jscf@ml.affrc.go.jp

〒020-0123 岩手県盛岡市下厨川字鍋屋敷 92-25

森林総合研究所 東北支所 森林環境研究グループ内

審査

- ・編集委員会は、投稿原稿に対し、2名の審査者の審査結果を基にして、そのまま掲載可、要修正、掲載不可、のいずれかの判断を下す。
- ・原稿の審査要領は別途定めるところによる。

掲載料等

- ・受理された原稿の掲載料は2万円とする。
 - ・ただし、学会が特別に依頼した場合についてはこの限りではない。
 - ・原稿の長さが6ページを超えた場合、特別アート紙やカラー写真などを使用する場合には、それらに要する経費（学会 Web サイトに目安料金を表示）は投稿者が負担する。

別刷

- ・別刷りを50部単位で購入することができる（学会 Web サイトに料金の目安を表示）。購入を義務づけるものではない。

著作権

- ・掲載された原稿の著作権は、すでに著作権の設定されているものを除き、日本海岸林学会に帰属する。
- ・著者が非営利目的で複製を作成することは差し支えない。

平成24年度日本海岸林学会総会（平成24年10月27日：釜山）にて改訂